

当社の具体的取組（2025 年 8 月 5 日時点）

株式会社 4 O O F

取組① 定期的な募集人及び金融サービス仲介業従事者研修の実施

- コンプライアンス研修、商品研修などの定期的な実施
 - － KPI：社内研修の実施状況

取組② 金融商品の募集・勧誘における説明態勢の充実

- 運用型生命保険と債券、投資信託との比較説明の実施
- ライフプランニングの作成及び保険の販売において公的保険制度の説明の必須化
 - ・ お客様の状況をヒアリングし、公的保険制度を説明しているか当社独自帳票を通じて確認
 - － KPI：モニタリング実施件数

取組③ 募集人及び金融サービス仲介者の自己研鑽

- 公的保険アドバイザー、FP1 級、FP2 級、AFP 又は CFP の資格取得
 - － KPI：資格取得率

取組④ 保険募集及び金融サービス仲介状況のモニタリング

- 保険募集・金融サービス仲介における成約契約について、事後的にモニタリング
 - ・ 保険募集においては、お客様の状況をヒアリングし、適切に意向を把握しているか当社独自帳票を通じて確認
 - ・ 金融サービス仲介業においては、必要な説明がなされているか動画を通じて確認
 - － KPI：モニタリング実施件数（取組②と同じ）
- 自己点検の実施
 - － KPI：自己点検の実施日

取組⑤ 推奨方針・推奨商品の見直し

- お客様のニーズと最新の保険商品その他オンライン募集の適切性等を考慮して、推奨方針・推奨商品を定期的に見直す。
 - － KPI：推奨方針・推奨商品の具体案を定める商品選定委員会の実施日

取組⑥ アフターフォローの充実

- 今後の家計等に関するアフターフォロー・情報提供実施
 - － KPI：実施件数

取組⑦ 金融商品の販売実績と報酬との関係遮断

- 募集人と金融サービス仲介業従事者による金融商品の販売実績と当該者の報酬とは連動しない報酬体系の採用

取組⑧ 情報セキュリティ・個人情報の高度な管理体制の構築

○ ISMS 及び P マークの取得状況

- ISMS (ISO/IEC 27001:2022・JIS Q 27001:2023 登録番号：IS 766692) 認証期間：2025 年 6 月 1 日～2028 年 6 月 15 日
- プライバシーマーク（登録番号：第 22000457 号） 認定期間：2023 年 10 月 11 日～2025 年 10 月 10 日

取組⑨ 書類記入の負担低減、手続き完了までの迅速化

- ペーパーレスでの契約手続きをおこなうことで、書類記入や書類不備等でお客様に負担をおかけせず迅速に保険契約を成立させる
- KPI：申込書ペーパーレス達成率

金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則（これらに付されている（注）含む）の中で、「非該当としている項目の理由」

金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則			弊社が非該当とする理由
原則 6	注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。	当社は金融商品の組成には携わっていないため、「非該当」としてあります。
	注 6	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属性に関する情報や、金融商品に係る顧客の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	当社は金融商品の組成には携わっていないため、「非該当」としてあります。
補充 原則 1		【基本理念】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。	当社は金融商品の組成には携わっていないため、「非該当」としてあります。

金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則			弊社が非該当とする理由
補充 原則 2		【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライフサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行うとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	当社は金融商品の組成には携わっていないため、「非該当」としております。
	注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門等による検証の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外取締役や外部有識者のほか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。	当社は金融商品の組成には携わっていないため、「非該当」としております。
	注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなど PDCA サイクルを確立すべきである。	当社は金融商品の組成には携わっていないため、「非該当」としております。
補充 原則 3		【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。 また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。	当社は金融商品の組成には携わっていないため、「非該当」としております。
	注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	当社は金融商品の組成には携わっていないため、「非該当」としております。

金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則			弊社が非該当とする理由
	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズ等を基本として具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきである。その際、商品を購入すべきでない顧客（例えば、元本毀損のおそれのある商品について、元本確保を目的としている顧客等）も特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・分配手法等が特殊な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	当社は金融商品の組成には携わっていないため、「非該当」としております。
	注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製販全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行うべきである。	当社は金融商品の組成には携わっていないため、「非該当」としております。
補充原則 4		【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 また、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているか等を検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	当社は金融商品の組成には携わっていないため、「非該当」としております。
	注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併合、繰上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセス	当社は金融商品の組成には携わっていないため、「非該当」としております。

金融庁の定める「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則			弊社が非該当とする理由
		を含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	
	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するために活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客属性に係る情報のほか、例えば顧客からの苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。	非該当当社は金融商品の組成には携わっていないため、「非該当」としております。
	注3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	当社は金融商品の組成には携わっていないため、「非該当」としております。
補充原則5		【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	当社は金融商品の組成には携わっていないため、「非該当」としております。
	注1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要となる金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を実質的に負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	当社は金融商品の組成には携わっていないため、「非該当」としております。
	注2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行うべきである。	当社は金融商品の組成には携わっていないため、「非該当」としております。

